

| | |
|------------------|---|
| Title | 徒士層の相続制度 |
| Sub Title | The succession systems of lowerclass samurais |
| Author | 磯田, 道史(Isoda, Michifumi) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 2000 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.70, No.1 (2000. 9) ,p.37- 49 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論文 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20000900-0037 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

徒士層の相続制度

磯田道史

はじめに

本稿の課題は、諸大名家の家中法度の分析から、近世における徒士層の相続制度の変遷を明らかにすることである。

徒士層の相続に関しては、すでに鎌田浩氏による熊本藩の事例研究^①があり、次のような内容が明らかにされている。①当初は特に由緒ある徒士に限って相続が許されていた。②しかし、十八世紀中頃の宝暦以後には、徒士一般に相続が認められるようになる。③徒士相続が認められた背景には、熊本藩の宝暦改革のなかで下級官僚たる徒士の重要性が著しく増大したことがあげられる、としている。

筆者も、徒士層の相続保障が次第に強化されていった

徒士層の相続制度

との見方には、基本的に同意するものである。そこから、さらに一歩進んで、近世末期にかけて、足軽層は多くが非世襲にとどまったのに対し、徒士層は次第に世襲の色彩を強めたのではないかと考えている。つまり、足軽・徒士の両階層のあいだに、大きな違いが生じてきていた可能性を考えるのである。鎌田氏は熊本藩の宝暦改革が徒士相続の一般的成立の契機とされるが、案ずるに、この傾向は熊本藩の固有現象ではない。おそらくは氏を含みでもあつたらうが、徒士の世襲化は、諸藩に共通してみられた動きであつたと言えるのではなからうか。諸藩の法制度を踏まえて、この点が更に追求されてよい。徒士の相続に関する法制度を全国的に調査し、何時・如何にして、徒士が相続性を持つようになったのかを考察する必要がある。本稿では、このような問題意識を基

礎に、論をすすめたい。

一 近世前期

まず第一の問題である。徒士は世襲が定着する以前には、どのように編成されていたのかをみてみたい。結論からいって、一七世紀には、徒士層も一代抱の色彩が濃く、相続性は否定される傾向にあり、一代限りという点で、足軽と似通っていた。相続性がなく、世襲でなければ、徒士は、どのようにして編成されたのだろうか。次の二つの道から、徒士は再生産されたと考えられる。第一には、家中の諸士層などの子弟の「召出」であり、第二には、足軽と同様の「新規召抱」である。

実は、徒士層は、給人・中小姓等の諸士の二男・三男以下を召し出す受け皿になっていた。特別な場合、つまり「品により」子孫への相続が申し付けられるものであって、原則は一代限りであった。高槻藩永井家の延宝二(一六七四)年七月の「御条目」⁽²⁾によれば、

- 一、給人惣領之子は以来見合呼出し (12条)
- 一、同二男ハ其身器量次第中小姓可召仕、其内他所江遣申度と存候者在之ハ申聞事 (13条)
- 一、同三男より末は歩行之者に出し可申候 (14条)

一、中小姓之子は歩行之者に出し可申候、若同心無之ものハ心次第之事 (17条)

一、切米取候もの、跡職相続之義は如先規申付間敷候

共、其品により可申付事 (18条)

「歩行之者」に「中小姓之子」があてられていたことがわかる。延宝期の永井家では、父の跡目が子に譲られるのは、給人の惣領に限られており、その下の中小姓は徒士に格下げして子が召し出された⁽³⁾。さらに下の切米取の徒士には相続が原則的には認められていない。近世前期には、徒士層の相続保障は弱く、まして幼少の倅への相続などは認められぬ藩が多かった。明暦から正徳期の久松松平家(定重時代)⁽⁴⁾の法令もそれを示している。徒士は大名の行列に徒歩で付き従う警護に従事するものであったが、藩庁の実務をこなす小役人をも含んでいた。徒士の職役は幼少の者には勤め難いものが多い。

- 御徒士以上と申ハ御代官・道奉行・御材木奉行・御小姓横目・御徒士小頭・御徒横目・御徒士、右之通
- 二御座候、乍然、御豊奉行・御対面所預・川口番・御細工奉行・御蔵奉行・御鷹匠、是迄之者、倅十五歳二相及候へハ二人扶持宛被下候而、跡目も被下置候由

一七世紀の久松松平家では「悴十五歳二相及候へハ……跡目も被下置候」と、実子であっても十五歳に達しなければ、徒士の跡目を許していなかった。

このように一七世紀には、徒士は一代限りの性格が濃厚であった。そのため、常に新規に召し抱えていなければ人員の補充ができない。徒士は諸士の二男・三男の召出でも補われたが、やはり召し抱えが重要であった。ところで、徒士は如何なる基準で採用されたのであろうか。その補充方法は注目される。この時期の徒士の採用には

身長や体格が問題にされていたことが知られる。徒士に關しても足輕と同じように身長や体格が問われていたのである。召し抱えの際に身体検査をなし、厳しい身長制限を設けていた大名家も少なくなかった。第一、徒士は大名が参勤したり外出したりする時に、徒歩で行列に加わるものであったから、大名家では行列の威容を保つために、男振りの優れた徒士を四方に求めて揃いの羽織を着せ、供奉の見映えを整えた。そのため、徒士には男振りのよさが求められ、特に、身長が高く屈強な見た目が何より重視された。近世前期には特にこうした傾向が強かった。津藩藤堂家は、その極端な例であり、「徒士組」は身長が「六尺 (181.8cm) 以上」という大男で編成さ

れていた。大通公II藤堂高久（寛文九一元禄十六年在職）の時代には、定員八十人中五十人が六尺以上の身長であった。

大通公時、拳百石二百石子弟、賜五口食、以八十員為額、毎東觀、健歩従行、称之八十人者、在本隊八十之外、至了義公襲封、往往隸之久居、公好長漢、令四方求之、身長今度六尺以上者、殆及五十人、世胄子弟、以身短、不得列輦下輿衛（中略）、今制盡取世胄子、可謂仁政⁵

しかも「世胄子弟、以身短、不得列輦下輿衛」とあり、身長の低い子弟を加えることがなかった。しかし、この史料が記された宝永年間になると、「今制盡取世胄子、可謂仁政」とあって、背丈に關係なく世襲が認められ、これを仁政として讃えている。このように近世前期には、時として徒士の採用は、家筋よりも本人の体格が問題にされた。必ずしも世襲ではなく、高身長6の屈強な壯士を徴して編成する傾向がみられたのである。正徳三（一七一三）年五月十二日の弘前藩法令はこれを如実に示している。「御先代様」とよばれる津輕信政時代（明暦二一宝永七年在職）の徒士採用の様子を次のように述べる。今度御供之御歩行殊之外小器量二而男振不宜候、惣

而御先代様より被仰出候、御歩行は寸尺御定有之、力量等も有之を召抱候処、近年右之御定相違ニ相成、此度御供之御歩行小く撰様不宜被思召候

一七世紀後半の弘前藩でも、徒士の召し抱えに身長制限を設けていたことがわかる。「寸尺御定」なる基準を設けて、男振りの悪い小男は召し抱えていない。さらに、採用に際して、力試しを行い腕力を測っていたことさえ知られる。津軽信政の子信寿は供廻りに力のなさそうな小男が居るのをみて気にいらず、次のように命じている。御先代様ニハ男撰石俵なともたせ、力量試候而召抱候処、近年不穿鑿ニ思召候、重而召抱之節前々之通可相心得事

注目すべきことに、津軽家では「男撰石俵」なるものを男達に持ち上げさせ、屈強な者を徒士に選抜していた。徒士より上層の士分層では、このような採用は決してなされない。

近世前期、特に一七世紀には、徒士も足軽と同様に本人の体格や力の強さで選択される色彩が濃厚であったと言えよう。個々人の肉体的能力による召抱と奉公が徒士編成の基本であった。近世前期には、徒士層は単に相続保障が脆弱なだけでなく、さらに踏み込んで言えば、

本人の身体的能力が多分に問題にされる採用原則のもとで、編成されていたとすることができるところが、近世中後期、一八世紀前半頃から、このような徒士編成のあり方にも変化の兆しがみられる。従来のように、肉体的な特徴や力量を問うて、徒士を採用しなくなり、「徒士一代切」の原則も次第に形骸化する動きがみられた。例えば、盛岡藩南部家では、徒士採用の方針を大幅に変更した。従前は身長や体格を第一に選抜していたが、次第に、「志」「武芸」や「手跡（達筆）」を優先して召し抱えるようになった。延享二（一七四

二 近世中後期

五）年五月廿日の法令⁽⁷⁾である。

御徒之者此度被召抱候付被仰出候は、御徒之者召抱候儀目論見等之儀は如何致候哉、前格も可有之事、其所ニは御とんしやく不被遊候得共、勢・長さ斗ニ拘候筈ニも無之ニ候、志を本とし、其上武芸・手跡等迄も有之ものを、目論見可申事と思召候、縦、勢丈ハ小器量ニても、志・武芸・手跡等迄も有之者ハ、大器量之者ニ相増可申儀と思召候間、向後左様相心得候之様被仰出、右之趣御徒頭え御目付申渡之

今後は、たとえ背丈は「小器量ニても、志・武芸・手跡等迄も」ある者を召し抱えるところの方針転換が明らかである。この時期、徒士は屈強な供揃えの一員から、実務に当たる下級官吏に役割が変化しつつあった。採用方針の転換は、これと無関係ではない。生得的な身長と異なつて「志」という曖昧なものが採用の第一の基準になつたことは、徒士の世襲化の伏線にもなつた。いずれにせよ、一八世紀に入つて、徒士の編成のあり方に転機が訪れていたことは確かである。かつて、石俵で力持ちを徒士に選んでいた弘前藩でも、徒士の一代切の原則が揺らいでくる。寛保三（一七四三）年二月十四日には、次のような法令を出すに至っている。

一、前々御徒以下一代切御定ニ候之処、近年猥ニ相成候、此以後前々之通弥以一代切被仰付候

もはや徒士の世襲化の動きは顕然たるものとなつていた。弘前藩では「御徒以下一代切御定」が「近年猥ニ相成」つて、形骸化の兆候がみられた。このような動きはひとり弘前藩にとどまらない。福井藩松平家でも「御徒之者格已下跡目不被仰付者共」が次第に跡目を継ぐようになり、しかも御用に立たない幼少者への相続願さえ出すようになっていた。

御徒之者格已下跡目不被仰付者共之儀、致病死候得ハ近年支配々より其者之悴有之、又ハ養子仕置弟甥等有之旨ニ而、年頃ニも不及、当然御用ニも不立者も跡ニ被召出被下候様ニ相願候者も有之候

という状態であり、元文三（一七三三）年八月廿一日には「此以後之儀ハ当然御用ニ不立者等之儀ハ先不及召出」ことをまず再確認し、勤功のある徒士の実子に限り、年頃になれば召し出すとの妥協的な法令を出すに至っている。本来、徒士以下は能力主義の採用であり、御用に立たない者は召し抱えないものであったが、もはやこの原則を貫くことは困難になりつつあった。近世前期には、相続や召抱が許されなかつたような幼少者や脆弱な体軀の者さえも、近世中後期になると、親の跡目を番代・相続して、徒士の地位を世襲する動きをみせるのである。

さらに一八世紀後半になると、徒士に強い相続保障を付与する法令が諸藩で相次いで出され、徒士の世襲化を法的に追認する動きが顕著になる。津山藩松平家では、この変化が宝暦・天明期にみられた。従来、津山藩では、「御徒茂小役人同然一代切たるべし」とされ、たとえば実子が居なくても予め養子を置くことができず、一代限りで跡目は断絶する定めであった。例えば、宝暦十（一七

六〇) 年七月の「御徒番代之事」⁽¹⁰⁾で、

御徒茂小役人同然一代切たるべし、依之実子無之候共、為番代兼致養子置候儀、不相成、乍然其身番代之以後五ヶ年之間無相滞相勤候ハ、及末期番代於願ハ可被仰付之親規被召出ニ而も同断、尤、番代ハ十六歳以上ニ而器量御徒ニ可相成候ハ、父之通御擬作被下、御徒可被仰付、十五歳以下か、又ハ十六歳以上ニ而も不器量候ハ、番代被仰付間敷候事と定めた。同藩では、勤続年数が五年に及べば番代を許す制度であったが、忤が「十六歳以上ニ而器量御徒ニ可相成候」者でなければならず、相続には規制が強かった。

そのため徒士の家は実子が無かつたり、忤が幼少であれば、容易に断絶した。歴代に仕えた由緒を持つ徒士の家さえもその時の当主が不幸にして勤続五年未満で死去すれば断絶となる厳しい制度であった。

ところが、早くも天明四(一七八四)年十二月には、大目付の役所に、次のような張紙がだされて、この規制は緩められた。諸藩でも例えば、父祖の出仕が二代に及べば、三代目からは徒士にもほぼ無条件に相続権を与える法令⁽¹¹⁾が出されたのである。

一、小役人番代以後、五ヶ年ニ不満相果候者ハ、是迄

跡断絶被仰付候得共、以来二代以上相勤候者ハ五ヶ年ニ不満共、番代坊主被仰付候事、御徒之義も右同様可被仰付事

実子相続は勿論のこと、養子相続も認め、徒士を積極的に世襲家臣として編成する方針が新たに打ち出された。新規召抱や取立の一代徒士には、相続の法的保障を与えないが、勤仕が二代以上に及ぶ徒士には無条件に近い相続権を付与する法が成立するのである。このような制度は一八世紀後半以降の諸藩の藩法にひろくみられ、二代以上勤めた徒士に無相違の相続権を与える制度は次第に近世武家社会に定着していった。例えば芝村藩織田家では寛政三(一七九一)年四月二十四日に同旨の法を制定している⁽¹²⁾。同藩では「御徒士御取斗定」において、十四才以下の幼少者や足軽等から取り立てられた者は格を下げて「小頭格」に召し出すとしたが、一方で「二代相勤候者之跡目ハ、無相違可被仰付事候」とした。徒士も二代以上からは無相違の相続権を得ることとした。本来、徒士は勤続年数が短ければ、忤に跡を譲ることができず、しかも幼少の忤には跡目が許されない。しかし、時代が下るにつれ、右のような相続制限は緩和される傾向にあったし、藩によっては幼少相続も認める法令が出た。

さらには、徒士としての勤続年数に拘らず、跡に番代を認める制度さえ見受けられる。尾張藩徳川家でも津山藩と同様に相続保障を大幅に強化している。尾張藩でも、新規に召し抱えた徒士については「御徒格已下より以上え被仰付、又は新規御歩行格已上え被召出候者、跡目御歩行格にては無之」と、跡目が格下げされた。しかし、父祖が二代以上仕えた徒士は享和元（一八〇一）年六月法で、勤年数に拘らず跡目を認めることとした。

一、御目見以下御徒格之輩、世禄高に準ジ、代々御徒格にて被差置、勤年数等不拘、跡目相続可被仰付候徒士の俸禄が「世禄高に準ジ」と表現されている点は注目される。徒士の奉公は人に属するものから、家として代々歴仕するものに成りつつあった。そのなかで徒士の相続保障は藩法の上で次第に強められ、ついには新規に取り立てた徒士にも一部世襲を認める藩法すら出現してきた。土浦藩土屋家では、寛政元（一七八九）年五月二日に「一代御徒格」の跡目を次のように定めた¹⁴。

御徒格被 仰付候共、忝其以下江被召出候間、是亦可存、併、格別出精茂致候ハ、忝其以上江被召出候義も可有之候間、兼而此旨可申達候事

一代御徒格にも「徒格」の世襲を認めるどころか、父

の功勞により忝を昇格させて召し出すことさえ行われたのである。同様の制は、広島藩浅野家にもみられた。同家における安政万延年間の御歩行組の禄制は次の如きものであった¹⁵。

御歩行組の相続者養子ならば養父死歿又は退隱の際一時禄を中止し三人扶持のみ与へ若干年経過の後改めて復禄せらる、又功勞あり既に加禄あるに近づく者死歿後後継者へ相続を命ずるの際跡目御加増といふ事ありて先代の禄其俣の上に結び与ふるの恩典もあり

徒士にも家禄の成立がみられたのは明らかである。養子を取った場合には一時的に中止されるが、幕末期の浅野家の徒士は世襲される家付きの俸禄を保持するに至っていた。徒士にも養子が当然に認められ、これによって徒士の家名は以前に比べ格段に断絶しなくなっている。徒士のなかには全く俸禄を減らされずに相続できるばかりか、父の功勞により相続時に加増を受けて相続する者すら現れている。徒士の相続権が強化されたことを知り得るのである。

三 徒士と足軽

このように徒士の世襲性が高められ、徒士は新規取立の者だけは、忤を格下げして召し出すが、二代・三代目の徒士ならば親の跡目を相違なく相続する。このような法制度が一八世紀から諸藩で定着し、徒士は世襲の武士の家「武家」の一角を構成するようになっていた。つまり、徒士層までが基本的に世襲となり、それ以下の足軽・奉公人層とは階層的性格が大きく異なってくる。足軽・奉公人層は、その多くが一八世紀以降も一代限りの召し抱えのままであり、徒士層との格差が次第に拡大するのである。

近世後期の諸藩では、徒士層以上が世襲になっており、久留米藩の如く「中小姓は其身一代之格列にて、勤功有二よつてハ其子親同然ニ被召出事二候⁽¹⁶⁾」と、中小姓までも一代抱にしたのは寧ろ例外的である。ほとんどの藩では徒士から上を世襲にした。法制度だけでなく、実態面の分析からも、これは裏付けられる。足軽層では他人への株売買が当然に行われたが、徒士は実際のところ実子(忤)相続率が足軽・奉公人よりも高い。

例えば、天明五(一七八五)〜文化二(一八〇二)年

の松代藩真田家の場合、養子を除いた徒士の実子相続率は五八・三%であった。また、代官所の手代や物書などが、駕籠・挟箱を担ぐ者や草履取は実子相続が僅かに二・一%に過ぎない。「従弟」を擬制した他人への跡株譲りが多くを占めていた。⁽¹⁷⁾ 徒士は足軽・奉公人層よりも実子による世襲の傾向が強かったと言える。

徒士と比べ、足軽以下はついに近世後期まで実子による世襲が主流にはならなかった。例えば山形藩秋元家の弓鉄砲足軽は譜代組であるにも拘らず、実子相続が低水準であった。明和四(一七六七)〜文化四(一八〇四)年の二二五例について実子相続率をみると、三一・一%に過ぎない。弟・孫相続を入れても三四・二%である。それでは誰が相続しているのかと言えば、「看抱」と称して他人へ跡株が事実上売却・譲渡される場合が三七・八%に達して最も多い。養子相続も二八・〇%に及び、全体の三分の二が非実子による相続であった。⁽¹⁸⁾

このように一八世紀末から一九世紀になっても、足軽は譜代の弓鉄砲足軽でさえ、実際には世襲とは言えず、他人が一代ごとに出替って勤めていた藩が多かった。たしかに諸藩では勤続年数の長い足軽に「跡株」を与え、

後任の指名推薦を許す法制度が定着するのであるが、それは必ずしも足軽の実質的な世襲化にはつながらなかった。足軽は与えられた足軽株を実子に相続させても他人に譲渡しても構わないのだが、実際には他人への売却・譲渡が多くを占めた。跡譲りには相続人の審査があり、年齢などの制限があるうえ、足軽は扶持の給付水準が低く、経済的にも家族を安定的に再生産するには十分ではない。結局、足軽は働き盛りの百姓・町人が他人から株を譲り受け、一季居で奉公するものになりがちであった。

これに対して徒士層が辿った道は対照的である。徒士は実質的に世襲化し、大名家中における足軽と徒士の格差は次第に拡大した。明治二（一八六九）年十二月に新政府の太政官布告が「旧来同心之輩ハ卒ト可称事」とし、「元身分席以上者士族、席以下ハ卒ト」定めたとき、多くの諸藩において徒士以上と足軽の間が「士族」と「卒」の分界にされたのは不思議なことではない。近世末期の段階では、徒士以上と足軽の間こそが、世襲と非世襲の境目になっていた藩が多かったからである。

文化九（一八一二）年九月の肥前五島藩の法令は徒士以上が「武家」として世襲化の対象にされていたことをよく示す。同藩でも取り立て一代目の徒士は一代限りで

あったが、二代目も親同様に徒士に取り立てられれば、三代目からは「武家ニ被仰付候」とされていた。⁽¹⁹⁾

一、御徒士席被召出候御取立之者、其身一代限ニて、其子以前親之身分之処、可相勤候、三代迄ハ右之通

一、三代御徒士席相勤候得者、三代目より武家ニ被仰付候

一、御取立之者も、中小姓以上立身之者者、其子より代々武家ニ仰付られ候

五島家の家中には、代々武士を世襲する「武家」と、そうでないものが居て、その境目は徒士席に設定されていた。この藩では「御徒士席之者、五十歳迄出精相勤候ハ、中小姓席替可被仰付候」と定められ、一代目の徒士も五十歳迄まで勤務すれば中小姓に昇格でき、即座に「其子より代々武家ニ仰付られ」る定めであり、実質的に徒士層以上が世襲の「武家」となっていた。

このように近世後期には、徒士は世襲の武士の家になりつつあった。明治政府が設定した「近代の士族」は、当初、この階層以上を想定して創出されたといえる。徒士以上が武士を世襲する身分として、足軽とは違った地位を確立してくると、藩によっては通婚や養子のうえで

も、足軽との格式の別を徹底せんとする法令を出すところも出た。大聖寺藩前田家では、次のように一代足軽の倅が徒士の養子になるのを禁止している。⁽²⁰⁾

一、一代足軽ノ倅御徒江養子遣シ候義不相成事、但、

唯今ニ而ハ新譜代ニ候得共矢張不相成事、割場定ノ事

というように、天保十四(一八四三)年七月の法令に記されて居る。武士として徒士以上は養子の制限を受け、百姓町人などから取り立てられた一代足軽とは、身分的に異なるものにされていったのである。また、寛政三(二七九一)年の付箋のある上田藩の「御家法」も矢張り徒士と奉公人層(御目見以下)の養子養女の取組を原則禁止にしている。⁽²¹⁾

一、御徒士格養子養女之儀、親類たり共御目見以下之ものと取組不相成事、取親等致候ても、相願候儀不相成事

とされていた。新たに取り立られた一代徒士などは特例として、足軽との養子が認可されることがあったが、その場合には「趣意委敷相認、御目付え内伺」を出す必要があり、制限されていた。徒士と足軽との通婚禁止は他の藩でもみられた。廃藩の直前の明治四(一八七二)年

二月六日に、松嶺藩で出された次の法令にも、⁽²²⁾

旧来士族より卒以下江養子縁組不苦、卒以下より養子縁組不相成、但卒以下縁辺有之厄介ニ致し候共士族の御扱ニハ不相成(後略)

というように、旧足軽たる卒以下と士族の養子と縁組(結婚)を禁じている。卒が縁故を頼って、一旦、士族の厄介になっても、この制限は緩められることはなかった。卒以下の旧足軽は百姓町人と同じという考えがあり、世襲の武士身分である士族との通婚を禁じられていた藩もかなり存在したのである。

近世の藩法は、足軽以下が百姓町人と結婚したり、養子を取ったりする行為は許容しており、通婚を禁じた法は皆無に近い。しかし、徒士層以上に関しては、百姓町人との通婚・養子を禁止したところもみられる。例えば、高崎藩の宝暦八(一七五八)年十二月の法令では、⁽²³⁾

一、向後御家中之御領分町在より縁組之事、御徒士目付以上可為無用候、右以下ハ是迄之通可相心得事

として、徒士目付以上については百姓町人との縁組を禁じている。徒士には一般の徒士と徒士目付があつて、この藩では一般の徒士までは禁止していないが、近世後期には徒士層が百姓町人との縁組が禁止される身分になり

はじめた点が注目される。このように、一八世紀後半以降の大名家中法の条文の分析からは、徒士以上が「武家」として、一代抱の足軽とは一線を画する身分に位置付けられつつあったことが明らかになる。近世後期には、徒士以上が足軽や百姓町人とは区別されるべき、世襲の武士身分として立ちあらわれてくると言えよう。

おわりに

本稿での課題は、近世における徒士層の相続制度の変遷を説明することであった。諸藩の法制度の比較検討から分析を進めてきたが、その結果として、次のような事柄を明らかにすることができた。

まず第一に、近世前期の徒士層は、召し抱えにあたって、身長や筋力の優越性が強く問題にされていたことが指摘できる。本人の身体的能力による採用である以上、原則として徒士は一代抱であり、さほど相続性は強くなかった。勿論、譜代の由緒を持つ徒士もあったが、この頃の徒士は一代限りが原則であった。大名家のなかには、物差しで身長を測って大男だけを召し抱えたり、石俵を持ち上げさせて力試しをさせ、屈強な者だけを選抜していたところもある。これが一七世紀の徒士採用の特徴で

あった。近世前期には、「武家」と呼び得る世襲的な武士の階層は極めて狭い範囲にとどまっており、最上層の侍層（士分）に限られていた。大名家の「家中」は、百姓町人から召し抱えられた一代抱えの屈強な者達で構成されている部分が大きかった。家中下層に徒士や足軽として百姓や町人が召し抱えられる余地は、後年に比べて、遙かに大であったといえる。近世における厳しい身分制度は幕藩制の崩壊と武士の貧困化につれて徐々に緩み、幕末には有名無実に近づくというイメージで捉えがちである。しかし、事実はこのことと異なっており、寧ろ近世前期のほうが、召抱・養子・結婚などを通じた武士と百姓町人のあいだの社会移動は頻繁であった。幕末に近づくほど、大名家中は下層部分に至るまで世襲的となっており、社会的交際の範囲も閉鎖的になっていったと考えられるのである。

すなわち、第二に明らかになったことであるが、一八世紀中頃に画期として、諸藩の大名家中法の徒士に関する規定に変化がみられた。徒士は次第に「番代」などを通じて、実質的には世襲化する動きをみせていたのだが、大名家中法はこれを追認するようになるのである。二代連続して徒士を勤めれば、三代目からは徒士の地位を世

襲させる法が諸藩で広くみられるようになり、旧来は禁止や制限があつた養子相続や幼少相続も認められるに至る。徒士層は家断絶を免れ、実子・養子に安定的に跡目を相続させ得る法的根拠を手にした。徒士は世襲的に永続し、家として主君に奉公する色彩を強めたのである。

そして、第三の指摘であるが、このように世襲的傾向を強める徒士に比べて、足輕は全く対照的であつた。近世後期に入つても、足輕層は本人の身体的能力による編成原則が完全には払拭されず、実子相続による世襲化は徒士ほどは進まなかつた。そのため、近世を通じて、徒士と足輕の階層的性格の相違や格差は拡大していった。足輕は大抵の藩で百姓町人との通婚を禁止されることはなかつたが、徒士は世襲的な武士身分¹¹武家となり、百姓町人との通婚を制限する藩もでてきた。近世後期には、一代抱足輕との通婚を禁じる法令すらみられたのである。結局、幕末の時点では、徒士以上が世襲の身分席となつてゐる藩が多く、百姓町人とは明らかに区別された「武士身分」を形成するに至つていた。明治新政府が旧来の大名家中を身分席以上の「士族」と一代抱の「卒」の二つの身分に区分しようとしたときに、徒士以上を「士族」、足輕を「卒」とした藩が多かつたのも、自然の成

り行きであつたと言える。

注

- (1) 鎌田浩『幕藩体制における武士家族法』第二章第三節、成文堂、一九七〇年。
- (2) 東京大学法学部図書館法制史資料室所蔵「摂州高槻藩御条目」甲2-11898。
- (3) 諸士の二・三男の徒士勤務は近世後期まで行われた。岸和田藩の天保十三(一八四二)年十二月の「被仰出御定書」でも「知行不満以下拾(給力)人格并中小姓之嫡子、且知行分并十五石以上之次男・弟」は「御歩行勤」を願ひ、「心得宜、文武心懸厚面々」ならば勤めることができた(『岸和田市史』第7巻史料編Ⅱ、一九七九年)。
- また岩村藩でも天保十(一八三九)年十二月に「無足人相果、倅幼少たりとも、旧功之者之跡ハ、似合敷程子ニ扶持方遣へし、成人之子ニおゐては、歩行之者ニ召仕へし」と定めている(『岐阜県史』史料編近世二、三七一頁)。
- (4) 慶應義塾図書館所蔵「白河松平家関係資料」二二五—九九七—八。
- (5) 上野町教育会編『宗國史』上野町教育会、一九四一年、八九三頁。
- (6) 長谷川成一校訂『御用格(寛政本)』上巻、弘前市、一九九一年、四六八頁。
- (7) 藩法研究会編『藩法集9』盛岡藩上、創文社、一九七〇年、一一六頁。

- (8) 前掲『御用格(寛政本)』上巻、四六九頁。
- (9) 福井市編『福井市史』資料編6近世四上、一九九七年、三六二頁。
- (10) 岡山県史編纂委員会編『岡山県史』第二十五巻、津山藩文書、一九八一年、五二四頁。
- (11) 津山郷土博物館所蔵、愛山文庫「大目付御役所張紙写」D5120112。
- (12) 桜井市史編纂委員会『桜井市史』桜井市役所、一九八一年。
- (13) 「尾州触帳通辞留」名古屋市教育委員会編『名古屋叢書』第二巻法制編(二)、一九六一年、四一五頁。
- (14) 国文学研究資料館史料館所蔵「家中諸事雜書 人」29D1618。
- (15) 広島県士族林保登『藝藩輯要』入玄堂、一九三三年が旧藩の禄制の「唯一生存斯道の識者小鷹狩元凱氏に更に教えを受け」たものとある。
- (16) 藩法研究会編『藩法集11』久留米藩、創文社、一九七八年、四〇一頁。
- (17) 国文学研究資料館史料館所蔵、松代真田家文書「諸願部類」う647、う655。
- (18) 国文学研究資料館史料館所蔵、館林秋元家中福井家文書「従川越御供之者面附」。
- (19) 長崎県史編纂委員会編『長崎県史』史料編第二、長崎県、一九六四年、五〇五頁。
- (20) 牧野隆信編『加賀市史料(10)』加賀市立図書館、一九九〇年、二八九頁。

徒士層の相続制度

- (21) 藩法研究会編『藩法集5』諸藩、創文社、一九六四年、一一七頁。
 - (22) 大江町教育委員会編『大江町史資料』第三号、大江町、一九七六年、一七五頁。
 - (23) 前掲『藩法集5』一三〇頁。
- (付記) 本稿の作成にあたっては、史料の利用に関して、東京大学法学部の口石久美子先生、津山郷土博物館の小島徹先生から御協力を頂いた。尚、本研究は、文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。